

第4章 計画の基本理念と体系

1 基本理念

荒尾市では、「女と男がともにいきいき輝くまち」を基本理念とし、「荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例」に定める7つの基本理念に則り、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

「第4次荒尾市男女共同参画計画」においても、市民一人一人が家庭や地域、職場や学校などあらゆる分野において、男女が対等な構成員として自らの意思により能力が発揮され、個性に応じた生き方ができる社会づくりを推進するとともに、固定的な性別役割分担意識による慣習・慣行を「ジェンダー※に敏感な視点」を持って見直し、女性も男性もさらには、全ての人が対等な立場で、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指します。

【第4次計画の基本理念】

ひと ひと
『女と男、すべてのひとがともにいきいき輝くまち』

【荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例における基本理念】

① 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

② 社会における制度又は、慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保

男女共同参画社会の形成は、男女が互いの性に関する理解を深めるとともに、個人の意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。

⑥ 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

⑦ 市、市民及び事業者の協働

男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者の主体的な取り組み及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

2 重点目標

重点目標1 あらゆる分野における女性の活躍推進

政治の場、政策・方針決定の場、就労・雇用の場、教育の場、家庭、地域社会等、あらゆる場面で男女共同参画を推進していきます。

重点目標2 男女共同参画社会実現のための意識改革・社会基盤の整備

男女共同参画社会実現のため、男女共同参画の実現に向けた意識啓発を推進し、仕事と生活の調和（両立）のための多様で柔軟な働き方の支援、あらゆる学習の場での男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進していきます。

重点目標3 安心・安全な暮らしの実現

安心・安全な暮らしの実現のため、男女共同参画視点からの防災力の向上に取り組みます。さらに男女間のあらゆる暴力の根絶を推進するとともに、生涯を通じライフステージに対応した暮らし・健康への支援を推進していきます。

重点目標4 推進体制の充実・連携強化

推進体制の充実・連携強化のため、横断的な推進体制の整備と施策の推進を含めた市の推進体制の充実並びに国際社会の理解とSDGs※、多様性を尊重する環境の整備を推進していきます。

3 計画体系図

基本理念	重点目標	施策の基本方向	具体的施策
女（ひと）と男（ひと）、 すべてのひとが ともにいきいき輝くまち	1 あらゆる分野における女性の活躍推進	1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	1 各種審議会等委員への女性の登用拡大
			2 政治分野における女性の参画拡大
			3 行政分野における意思決定への女性の参画拡大
			4 企業における意思決定への女性の参画拡大
		2 就業・雇用の分野における男女共同参画の推進	5 経営者層の意識改革の促進
			6 女性の能力開発と発揮への支援
			7 女性の就労支援
			8 農林水産業における女性の主体的な参画、起業化の推進
		3 地域社会における女性の参画推進	9 地域団体、地域活動における男女共同参画の推進
			10 地域づくりやまちづくりリーダーの育成
	2 男女共同参画社会実現のための意識改革・社会基盤の整備	1 男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進	11 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消
			12 メディアにおける男女共同参画の推進
		2 仕事と生活の調和（両立）のための多様で柔軟な働き方の支援	13 多様で柔軟な働き方の支援
			14 男性の家事・育児・介護への参画、休暇・休業取得促進
			15 ニーズに応じた子育てサービス等の充実
			16 妊娠、出産等に伴う環境の整備推進
			17 介護等に伴う環境の整備推進
		3 あらゆる学習の場での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	18 子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実
			19 社会教育の推進

女性活躍推進法の市町村推進
計画として位置づける施策

基本理念	重点目標	施策の基本方向	具体的施策
	3 安心・安全な暮らしの実現	1 男女共同参画視点からの防災力の向上	20 防災分野における意思決定への女性の参画拡大
			21 防災対策・避難所運営等への男女共同参画視点の取り入れ
		2 生涯を通じた暮らしや健康への支援	22 ひとり親家庭や経済的貧困家庭への支援
			23 高齢者の自立及び介護等への支援
			24 健康増進事業や生活習慣病対策
			25 ライフステージに応じた健康支援
			26 妊娠・出産等に関する健康支援
			27 障がい者への支援
		3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	28 相談体制の充実及び周知
			29 女性に対する暴力への対応
	30 支援体制の充実・強化		
	31 ハラスメント防止のための啓発及び相談体制の充実		
	4 推進体制の充実・連携強化	1 市の推進体制の充実	32 犯罪の起きにくい社会づくり
			33 横断的な推進体制の整備と施策の推進
		2 国際社会の理解とSDGsの推進	34 男女共同参画に関する職員の意識啓発
35 国際的な協調及び貢献に向けた施策の推進			
3 多様性を尊重する環境の整備		36 世界遺産を活用した学習の推進	
		37 性的指向・性自認に関する人権に係る配慮	
		38 外国人との相互理解を深めるための啓発や交流の推進	

配偶者暴力防止法の市町村推進計画として位置づける施策